

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和6年度第1回朝霞市入札監視委員会	
開催日時	令和7年1月15日（水曜日） 午前9時から午前10時50分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館2階 第1委員会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	委員3人（児玉委員長、佐久間委員、長瀬委員） 事務局5人（丸山契約検査課長、高橋主幹兼課長補佐、百瀬係長、佐藤主任、中島主事）  下水道施設課3人（長島課長、七里主幹兼課長補佐、鶴見主任） 欠席者なし	
議題	1 委員長の選出 2 職務代理者の指名 3 入札監視委員会の進め方について 4 入札等の審議について 5 入札及び契約手続きの運用状況の報告について 6 次回の会議等について	
会議資料	抽出案件説明書 入札及び契約手続きの運用状況の報告	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	なし	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

- ・ 契約検査課長のあいさつ
- ・ 委員の自己紹介、事務局の自己紹介
- ・ 会議公開の決定
- ・ 傍聴人の有無の確認
- ・ 各委員の除斥確認

【議題（１） 委員長を選出】

委員長に、児玉委員を選出した。

【議題（２） 職務代理者の指名】

職務代理者に、佐久間委員を指名した。

【議題（３） 入札監視委員会の進め方について】

- ・ 開催頻度は、年２回とした。
- ・ 開催時期は、上半期は８月又は１０月のいずれかとし、下半期は１月又は２月のいずれかとした。
- ・ 上半期の審議対象案件は、前年度１０月から３月までに契約を締結した案件とし、下半期の審議対象案件は、当該年度の４月から９月までに契約を締結した案件とした。
- ・ 審議案件の抽出の方法は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の中から原則それぞれ１案件ずつ、合計３案件程度抽出することとした。
- ・ 案件抽出は、輪番制とし、児玉委員、佐久間委員、長瀬委員の順に担当することとした。
- ・ 本日の審議案件は、事務局提案とした。

【議題（４） 入札等の審議について】

**案件名：大字溝沼地内ポンプ場建設工事**  
**（担当課：下水道施設課）**

入札に関する事項について、事務局から説明。  
業務内容について、担当課から説明。

（佐久間委員）

質問は工事の話か。それとも入札の話か。

（百瀬係長）

どちらでも構わない。

（佐久間委員）

承知した。

一般競争入札で2者の業者が参加し、落札したのはこの1者であるが、予定価格に対し99.91%、もう1者が99.99%となり非常に高過ぎるなどと思う。予定価格を市でどのように設定したのか。また、業者も同じような設計額を設定してきたということか。

(七里主幹兼課長補佐)

設計額について、まず、単価については、埼玉県から出された県単という単価表を用いて積算しており、予定価格は設計金額と同額となっている。

(百瀬係長)

朝霞市の入札では、設計金額を事前公表している。

(佐久間委員)

承知した。設計金額を事前公表し予定価格を事後公表するということだが、設計金額と予定価格は基本的に一致しているということで、予定価格を実質的には事前公表しているということか。

(百瀬係長)

実質的にはそのとおりである。

(佐久間委員)

予定価格を事前公表するというのは、どこかに規定があるか。

(中島主事)

朝霞市入札結果等公表要領に基づいて公表している。

(佐久間委員)

予定価格を基本的には事前公表しない、ということを様々な自治体が行っていると思うが、朝霞市は、実質的に予定価格を事前公表しているということで理解した。

(長瀬委員)

今回のこの工事に参加したのは二つの企業体であったが、イメージとして多くの業者が入札に参加するものではないかと思っていた。大規模な工事であり、もっと多くの業者で競争するものかと思っていたが意外にもこの2者だけであったということだが、どのように公告や工事の発注情報を公開したのか。

(百瀬係長)

埼玉県電子入札共同システムに搭載されている情報公開システムで工事の情報を公開した。

また、事業者は、業界誌などから各自治体の発注情報を収集していると考えます。

(丸山課長)

今回は2者による共同企業体での方法で、このような大規模なものを対象にするもので市では滅多にない方法である。

また、構成員の1者については、朝霞市内に本店又は支店を置く業者という条件もあるため、ある程度業者数も限られているので、なかなか手を挙げて入札に参加しようと

いう業者が少なかったのではないかと考えている。

(児玉委員長)

2者の共同というのは最近始まったものか、あるいは前から実施されているのか。

(丸山課長)

現在の形は令和3年度から朝霞市特定建設工事共同企業体取扱要綱を改正して、実施している。

(百瀬係長)

現在の形になったのは令和3年であるが、それより前の平成17年からこのような形ができており、約20年前からこのような制度が存在はしていた。

(児玉委員長)

徐々に共同企業体での入札に業者が慣れてくると入札参加者が増えてくるはずだという考え方でよいか。

(百瀬係長)

この要綱に基づき共同企業体で発注できるのは、建築・土木工事で5億円以上で建築・土木以外の工事では2億5,000万以上となる。ある程度大規模なものに限定され、朝霞市の規模を考えるとそこまでの規模は少ないため、機会もなかなかないというのが現状である。

(児玉委員長)

承知した。

令和3年から令和6年まで貯水池の事業を行い、今回ポンプ場の建設工事ということで、何か連続性というか貯水池を作ったところが技術的に次のポンプ場も作りやすく、費用を抑えやすいなどそういう部分があるのか。

(七里主幹兼課長補佐)

基本的に今回ポンプ場を作っている場所は、こちらはいわゆる樋管という川に雨水を出す管の部分で、今回工事を行っているところは、だいたいこの溝沼地区の面積としては55ヘクタールあり、最上流部がだいたいこの市役所周辺の降った雨が、このポンプ施設に流れ込んでいく場所である。

元々この場所は、既設の雨水幹線というものが入っており、黒目川に出ている管があるので、基本的にはその流出口にこういうポンプ施設等を建設し、強制的に排水する。

場所の選定としては、その幹線のすぐ隣に建設することが一番その能力を発揮できるので、今回はこの55ヘクタールの雨水が最終的にこの場所に流れてくるため、そこで強制的に排水するポンプを築造し、場所の選定としてはやはり最後の部分であるここが一番妥当であるということで計画し工事を行っている。

(高橋主幹兼課長補佐)

このポンプ場の建設の前に、既に竣工している調整池の整備工事がある。これを応札した業者も、今回のポンプ場建設工事のこのJV業者と同じ佐藤・林建設JVが受注している。

(児玉委員長)

承知した。

(佐久間委員)

先ほどの話で、調整池の整備工事も発注先は佐藤・林特定建設工事共同企業体ということであったが、こちらも同じように入札したものか。

(七里主幹兼課長補佐)

調整池の整備工事についても、一般競争入札を経て今回と同じ佐藤・林特定建設工事共同企業体が受注している。

(佐久間委員)

その入札における参加した共同企業体数も、それほど多くなかったということか。

(中島主事)

調整池の整備工事については、3者の共同企業体が入札に参加している。

落札した共同企業体は同じであるが、2番目、3番目の共同企業体については、今回の案件とは異なる2者による共同企業体であった。

(佐久間委員)

承知した。

(長瀬委員)

基本的に落札をする共同企業体というのは、応札金額が低い方という話であったが、最低制限価格を上回っていればいいというだけで、そのほかの要素、例えば技術力や何かの最低限の基準などそういうことを確認し、金額のどちらが高いか安いかということで落札する共同企業体を選定しているという理解でよろしいか。

(百瀬係長)

今回の工事の入札参加資格として設定した条件は、まず、2者による共同企業体であること。2者のうち代表構成員の条件として地域要件が埼玉県内に本支店があること、格付がA級であること、公共工事の元請で過去5年間のうち3億2,000万円の工事实績を有していることとした。

似たような条件を構成員にも付しており、それぞれ地域要件が朝霞市内に本支店があること、格付はA級またB級、公共工事の元請で過去5年間のうち9,600万円の工事实績があることとした。

朝霞市では事後審査型条件付一般競争入札という方式で一般競争入札を行っており、金額の応札があった後、条件を満たしているか事後的に審査できる書類の提出を求め、その書類をチェックすることにより、今回設定した入札参加資格の条件をクリアしているか確認している。

資料の1ページ目の入札方法に、条件付一般競争入札(事後審査型)とは、各種条件が付いていることと入札が終わった後に事後審査をするという意味である。

(高橋主幹兼課長補佐)

例規集に朝霞市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱があり、これの第4条に入札

参加資格という規定がある。

(丸山課長)

補足として、入札参加資格の条件もあるが、そもそも入札に参加するためには、まず、入札参加資格者名簿に登載されていないと入札に参加できない。

名簿登載に当たり、建設工事であれば建設業許可を取っているかなど適切な業者であるかどうか事前に審査をして、登録をされた業者でないとまず手を挙げられないという形である。

市としても、税金を使い工事を発注しているということであり、適切な業者に発注しなければ工事がいい加減となってしまう恐れがあるため、そうならないように例えば工事の設計金額に応じて、金額が大きいものであれば技術的にも難しい工種も入ってくると考えられるので、先ほどの格付でA級やB級というものを定め、事後審査で確認している。

なお、2年に一度、名簿の入れ替えを行っており、入札の参加を希望している業者の資格審査を行い、作成した名簿に登載されたその業者で競争を行っているという状況である。

(佐久間委員)

今回は事後審査型条件付一般競争入札であったが、例えば総合評価方式を実施しなかったというのは何か理由があるか。

(丸山課長)

朝霞市においても総合評価方式で入札を行う体制はあるが、実施まで至るような案件というものは正直ここ何年もない。

基本的にこういった高い技術力を要する案件では、総合評価方式を採用するか担当課と調整を行いながら検討することになるが、今回に関しては、総合評価方式を採用せず通常どおり金額で競争する形とした。

(佐久間委員)

あまり総合評価方式は実施していないということか。

(丸山課長)

そのとおりである。

(佐久間委員)

承知した。

(案件に対する監視委員会からの意見)

意見なし

#### 【議題（5） 入札及び契約手続きの運用状況の報告について】

入札及び契約手続きの運用状況について、事務局から報告

(佐久間委員)

入札不成立案件の集計と随意契約実施件数の第8号による契約の集計の結果が相違し

ているのではないか。

(中島主事)

委員指摘のとおり誤りである。全庁に照会した際に担当課から回答がなかったため集計から漏れたものとするが、もう一度精査し、訂正した資料を送付する。

(佐久間委員)

承知した。

(児玉委員長)

随意契約実施件数の総価契約と単価契約の契約額にばらつきがあるように思うが、何か理由はあるか。

(丸山課長)

これは年によって単価契約で行う場合の案件と、総価契約で行う場合の案件といろいろなケースがあり、多少ばらつきが出てくるものと考えている。

したがって、事務局としてはここにばらつきがあるから問題ということはないと思う。

発注する担当課の方でその年度に関しては、単価契約として発注する案件が多い時期もあるため、総価契約と単価契約の契約件数や契約金額は年度によってばらつきが生じることはよくあることであると考えている。

(児玉委員長)

承知した。

もう1点。7ページ目の辞退理由について、辞退した業者はこれ以降の入札参加に制限がかけられるものか。例えば、基準として1回辞退したら一旦制限をかけてこれ以降は駄目といったものなのかどうか知りたい。

(丸山課長)

一般競争入札に関しては、告示をしている期間内に、まず、手を挙げなければ入札に参加できないため、一度参加申請を行い、その後事業者は、案件の精査をし、やはりこの案件は利益が出ない、又はこの案件はできない業務であったなど様々な理由により辞退することがある。

この期間で辞退することに関しては、朝霞市やほかの自治体も特にそういった制限をかける話を聞いたことはないが、入札を行い落札していざ契約しようという段階で契約の締結を辞退するケースは稀にある。

落札したのに契約の締結をしなかった場合は、事業者の不誠実行為という扱いで、指名参加停止措置という形でペナルティが発生するが、落札する前の辞退に関しては、特段のペナルティはない。

(児玉委員長)

承知した。

(佐久間委員)

随意契約実施件数の集計について再度伺いたい。

第2号による契約は競争入札に適していない契約で、第6号による契約は競争入札が不利と認められる場合とあるが、案件の中身を見ないとわからないと思うがこのくらい件

数があるという理解でよいか。

また、第2号による契約の主な契約は、恐らくほかの何かの契約に関連している、又は以前行った工事の修繕を実施するなどが考えられるが、ここでは理由についての集計は特段していないのか。

(中島主事)

まず、件数について令和5年の上半期に締結した第6号による契約は、総価契約が12件、単価契約が2件、合計14件。

第2号による契約は、総価契約が153件、単価契約が133件でそれなりに契約数がある。

下半期の場合は残りの契約期間が短くなるため契約件数が少なくなるが、第6号による契約の契約件数が0件になることはないと思う。

参考に令和4年度の集計結果を示すと、第2号による契約が319件あり、第6号による契約が18件あり、内訳として第2号による契約は、総価契約が181件、単価契約が138件あり合計で319件。第6号による契約は、総価契約が16件、単価契約が2件で合計が18件ある。

工事は、予定価格250万以上の案件について随意契約の適用理由を調査し公表をしているが、それ以外の業務委託やリース・購入案件については集計を行っていない。

(丸山課長)

補足として、本来は入札にかけなければいけない案件を随意契約しているケースもあると思う。今回の入札監視委員会は入札案件を議題にしたが、今後、随意契約に関して審議をする際に、何故随意契約をしたのかなどをこの委員会でぜひ議論できればと考えている。

担当課は、基本的に自治法に基づいて随意契約を締結する際に何号を適用するか判断していると思うが、本当にそれが適切であったかどうか今後審議いただければと思う。

#### 【議題(6) 次回の会議等について】

- ・開催予定日：令和6年度第2回会議の開催日を、令和7年2月5日(水)とした。
- ・次回の審議案件の抽出：児玉委員長

(児玉委員長)

本日の会議は、以上とする。